

中小企業信用保険法第2条第5項第7号 の規定に基づく認定申請案内

1 概要

金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者を支援するための措置です。

2 認定対象者

市内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）であること。

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。

3 認定要件

国の指定する経営の相当程度の合理化を実施している金融機関（以下「指定金融機関」という。）に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している者

4 指定金融機関

現在の指定金融機関は、中小企業庁のホームページで御確認ください。

※「セーフティネット7号 指定金融機関リスト」でウェブ検索してください。

5 申請方法

(1) 提出書類

「中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づく認定申請書類一覧」（最終ページを御確認ください。）のとおり

(2) 申請方法

(1)の書類を地域経済振興室に持参してください。

※郵送による申請を希望される場合は、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。

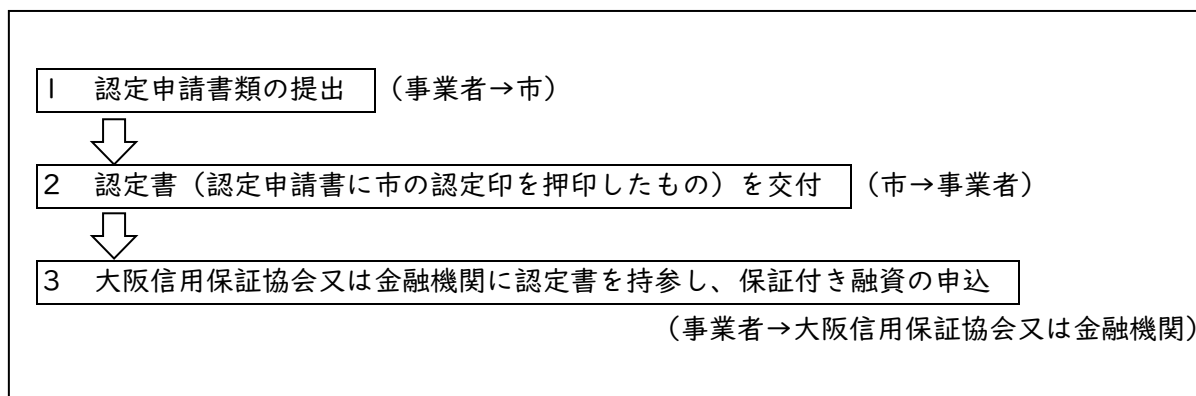
※金融機関、従業員その他の代理人による申請は委任状が必要です。

(3) 申請受付期間

指定金融機関の指定期間中

※「4 指定金融機関」を御確認ください。

6 認定申請及び認定書交付手続きの流れ



7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づく認定申請書類一覧

	提出書類	備 考
①	中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書(その1)	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
②	中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書(その1) 市控え	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
③	中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書(その2)	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
④	取引のある全ての金融機関の借入残高証明書(直近分)	(1)証明を受ける時点(残高の基準日)は、申請日の1か月以内であることが必要です。 (2)証明を受ける時点(残高の基準日)は、全ての金融機関で同日としてください。 (3)前年同期に借入残高があり、直近には借入残高がない場合にも、残高が0円であることの証明が必要です。 (4)対象となる金融機関は、「※1 対象金融機関範囲」を御覧ください。 (5)借入残高に含める借入金の範囲は、「※2 対象借入金範囲」を御覧ください。 (6)「返済予定表」では、手形借入、当座貸越、途中借換、繰上返済等に関することが確認できないため、借入残高証明書の代わりとすることはできません。
⑤	取引のある全ての金融機関の借入残高証明書(直近分の前年同期分)	(1)証明を受ける時点(残高の基準日)は、④の直近分の1年前(年月が同じ)であることが必要です。 (2)対象となる金融機関及び借入残高に含める借入金の範囲は、④と同様です。
⑥	吹田市内事業所の所在地が確認できる書類(写し)	【法人の場合】 履歴事項全部証明書 (申請日の3か月以内発行のもの) 【個人事業主の場合】 直近の確定申告書【第一表】 ※税務署の受付印又は受付メール詳細が必要です。 ※吹田市内事業所の所在地が確認できない場合は、開業届、営業許可書等が必要です。
⑦	委任状	代理申請の場合に必要です。 様式をホームページからダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。

		<p>【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。</p>
--	--	--

※1 対象金融機関範囲

<p>中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関及びいわゆる政府系金融機関を指し、具体的には、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行 (2) 株式会社商工組合中央金庫 (3) 株式会社日本政策投資銀行 (4) 信用金庫及び信用金庫連合会 (5) 労働金庫及び労働金庫連合会 (6) 信用協同組合及び信用協同組合連合会 (7) 農業協同組合及び農業協同組合連合会 (8) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 (9) 農林中央金庫 (10) 保険会社 (11) 信託会社 (12) 株式会社国際協力銀行 (13) 株式会社沖縄振興開発金融公庫
--

※2 対象借入金範囲

<p>本保証の対象となる資金は事業資金（運転資金、設備資金）に限られることから、これらに関係のない住宅ローン等は原則含めません。その他、対象となるものとならないものの例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 当座貸越 イ 社債（事業資金を目的としたもの） ウ 政府系金融機関の代理貸し (2) 対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 手形割引 イ 電子記録債権割引 ウ 非事業資金（住宅ローン、教育ローン等）
--